

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人がカレンダーや手帳を贈答した費用

Q: 当社では、広告宣伝のために会社名を入れた来年用のカレンダーを作成して配布したいと考えています。

この費用は交際費にあたるのでしょうか。

A: カレンダー、手帳などの物品を贈与するための費用は、多数のものに広告宣伝効果を意図してなされるために生じるものなので、交際費には該当しません。

【解説】

多数の人に配布することを目的とし、主として広告宣伝効果を意図する物品で、その価額が少額であるものは、交際費には該当しません。

例えば、銀行が預金者に配るマッチ、ボールペン、石鹸、ティッシュペーパーなどがそうです。

少額の程度は税法上、とくに定められていませんが、多数の人に配布するものとして常識的な金額の範囲内であれば、交際費とはなりません。

しかし、広告宣伝を意図したものですから、多数の人に配布するということのほか、その物品等に会社名または商品名が記されていないことにも、ご注意ください。

上記のことから、ご質問の場合は交際費に該当せず、広告宣伝費とすることができます。

